

協同農業普及事業の実施に関する方針

東京都

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、都道府県が国と協同して農業や畜産技術の専門の職員である普及指導員を置き、直接農業者に対して技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び地域の振興を図ろうとするものである。

東京都の農業は、都民への安全・安心な食料の供給はもとより、都民が安心して暮らせる環境を維持するために必要不可欠なものである。しかし、農産物価格の低迷等により農業所得は減少傾向にあり、さらに市街化区域内においては都市開発が前提である農地制度や相続税制度により、農地も減少し続けている。このため、農業従事者も次第に減少し、農業の食と環境を支える機能が損なわれかねない状況にある。

このため、普及指導員が専門項目のスペシャリストとして、また、地域農業のコーディネーターとして、その役割を十分に発揮し、技術を核として、農業者と消費者との結びつきの構築を含め、地域農業の生産面、流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすことが一層必要となっている。

よって、東京都においても、農業情勢の変化を的確に把握し、消費者の視点を重視しつつ、協同農業普及事業の一層の重点化、高度化、効率化を図りながら、農業所得の向上と地域農業の振興を図るため、ここに、東京都協同農業普及事業の実施に関する方針を定める。

第1 普及指導活動の課題

今後の普及事業では、東京農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、意欲的な人材の確保育成を図りながら、都民ニーズに対応した地域農業のさらなる振興を推進するため、以下のような課題に取り組んでいく。

1 意欲ある農業者の確保と活力ある農業経営の育成

全国的に農業の担い手不足が問題となっており、2010世界農林業センサスによると東京都の農業就業人口は12,965戸で、前回（2005農林業センサス）よりも3,379戸（△20.7%）減少しており、また、後継ぎのいる農家率は比較的高いものの、農業者の平均年齢は63.8歳で前回より3.2歳上昇している。一方で、都民の中にも新たに農業への参入を目指す人々もいる。

現在、区市町村が効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者を認定する制度では、平成22年度には認定件数が1,425件となり、平成16年度から倍増した。

都が主催する「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」では毎回約100名もの受講生が、2年間の研修に熱心に取り組んでいる。また、定年就農者等に対する農業セミナーにも毎年応募があり、受講生が1年間の研修に取り組んでいる。

さらに、大消費地にいる農家女性ならではのセンスを活かし、経営向上や起業等のために積極的に活動している女性も増えており、特に農産物を使った加工品の開発、販売が増加している。

近年の輸入食品の安全性への不安感が高まる中、国内の農業が見直され、農業への新規参入希望者が増加している。都内においても農業振興地域に農地を借り、新たに農業を開始した事例も出てきている。また、農業者が栽培技術など農業の様々な知識を一般都民に

教える農業体験農園なども急激に増えてきている。

このように、都は意欲的かつ多様な人的資源に恵まれている。こうした多様な人材を、地域農業の担い手として確保育成するために、積極的な支援を行う。

- (1) 認定農業者等の確保育成と経営改善支援
- (2) 認定就農者等、新たな人材の確保育成
- (3) 女性農業者の経営参画及び起業活動への支援
- (4) 多様な担い手の育成・活用支援

2 都市農業の振興に向けた取組に対する支援

都の農業は、都市地域から山間地域や島しょ地域に至る地理的、社会的条件の異なる地域に立地し、農業の形態や経営規模は極めて多様である。特に東京都の農地面積の6割を占める市街化区域内では、都市計画関連法制度や税制度での制約があり、農家は農業の承継に不安を持っている。

しかし、市街化区域及びその周辺で展開される都市農業は、市街化に伴う生産面での制約がある一方で、大消費地に立地していることから、販売面では大きな有利性を持っている。さらに近年では、都市環境の改善などの面から農業・農地の持つ多面的機能が見直されている。

このような状況を踏まえ、区や市等では、それぞれの地域特性に応じた農業振興計画の策定を進めているところも多い。

新鮮で安全な農畜産物等の安定供給など、都民ニーズに即した生産の振興と、農業・農地の持つ多面的機能の発揮を通じたまちづくりのための、農業振興計画の策定への協力・支援を行う。

また、各地域に共同農産物直売所が整備され、直売に移行する農家が多い一方で、大規模農家を中心に市場出荷主体の生産者は多い。大規模農家による市場出荷は、都内産農産物を都内消費者に提供する上でも重要な流通形態であり、市場出荷型農畜産物の流通の活性化に向け、支援していく。

さらに、直売や量販店出荷等に加え、学校給食等での地域内農畜産物の利用拡大による安定した販路を確保し、地産地消に向けた新たなビジネスチャンスの創出し、都内産農畜産物の自給力の向上を図る。

- (1) 区市等の農業振興計画等による地域農業の活性化
- (2) 都市地域の魅力ある産地づくり
- (3) 市場流通等の活性化
- (4) 地産地消の推進による都内産農畜産物の自給力向上

3 山間及び島しょ地域の振興に向けた取組に対する支援

山間及び島しょ地域の農業は、地域の基幹産業であり、生産出荷されるワサビやアシタバ、切葉・切花類などは東京を代表する特産品になっている。また、農畜産物やそれらの加工品は、観光産業を支える貴重な資源にもなっている。これらの地域の農業は、観光産業と共に地域の重要な産業であり、各振興計画等は密接に関係しているため、これらを包括した地域ビジョンづくりへの協力・支援を強化する。

さらに、農畜産物のブランド化を進め、農商工連携による新たな特産品づくりや地域内流通を促進するなど、魅力と活力のある地域づくりを支援していくとともに、グリーンツーリズム等の推進に係わる取組を支援していく。

- (1) 地域ビジョンづくりへの支援
- (2) 特産農畜産物の産地力向上とブランド化推進
- (3) 地域内の流通促進に向けた取組支援
- (4) 都市住民との交流促進支援

4 環境と調和した農業生産に向けた取組に対する支援

農地の保全とその持続的な利用は、都市環境の改善面でも大きな役割を果たしている。こうした農地の機能を一層発揮させるため、化学農薬等の使用低減により持続性の高い農業生産方式の導入を図るエコファーマーが増加しており、平成22年度には平成16年度の約5倍にあたる598人が認定されている。さらに、減農薬・減化学肥料栽培や特別栽培農産物、総合的病害虫・雑草管理（IPM）に取り組む農業者も増加するなど、環境と調和した農業生産への農業者の意識も高まってきている。

また、街路樹剪定枝の堆肥化や豆腐粕等といった食品残さの飼料化など、都市から排出される様々な未利用資源の有効活用を図り、農業資源の地域リサイクルを推進することが求められている。

このような、環境と調和した農業生産に向けた農業者の取組の支援を強化する。

- (1) 持続性の高い農業の推進
- (2) IPM導入による農業生産の推進
- (3) 農業資源の地域リサイクルの推進

5 食品の安全性向上への取組に対する支援

都民が安心して都内産農畜産物を消費（地産地消）できる環境を確保するため、農薬の安全使用に向けた生産者の取組や、消費者への生産情報の提供についての取組を支援する。

また、農業の生産情報記帳等への取組を支援する。

- (1) 農薬の安全使用に向けた取組支援
- (2) 農畜産物のトレーサビリティシステムの運営支援
- (3) 農業の生産情報の記帳改善及び促進

6 その他喫緊の課題に対する支援

平成21年、国内で初めて確認されたウメ輪紋ウィルス（プラム・ポックス・ウイルス＝PPV）は、青梅市を中心に複数の区市町村での感染が確認され、今後の拡大が懸念されている。このウィルスは、国の「特定重要病害虫」に指定され、発生樹については伐採・抜根が基本であり、伐採後の作目選定や生産者の所得確保等が喫緊の課題となっている。

また、これまで山間地域が中心となっていた獣害等（サル、イノシシ、シカなど）については、ハクビシンやアライグマ等の害獣が都市部でも大きな被害をもたらしている。

さらに、農地の減少が続く一方で、都内には十分に利用されない農地等が点在している。このように、解決を急がれる新たな課題等について、関係機関との連携を図り、積極的な

支援や改善策の提案を行っていく。

- (1) ウメ輪紋ウィルス（PPV）の対策
- (2) 鳥獣害防止対策
- (3) 低利用農地等の有効活用

第2 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

(1) 農業振興事務所の各農業改良普及センター及び島しょ農林水産総合センターの各事業所（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するもの。以下「普及センター」という。）に配置する。

- ① スペシャリスト機能及びコーディネート機能の十分な発揮が図られるようにするため、地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数等に配慮する。
- ② 地域の特性に合った魅力ある農業を育成するため、関係機関と連携し、主に地域的な課題解決を担当する。

(2) 農業振興事務所振興課に配置する普及指導員

- ① 普及指導活動の総体としての機能を発揮するために、行政、試験研究、普及の総合的な企画調整及び都全域的な課題の解決を行う。
- ② 試験研究機関等との連携のもと、高度・先進的な技術情報について収集、加工、提供を行い、地域普及指導活動を支援する。
- ③ 担当する専門項目は、普及指導を推進する上で高度な知識・指導力を要求される、野菜、花き・植木、果樹、畜産、農業経営、病害虫、土壌肥料、普及指導活動、女性農業者、情報化推進等とする。

2 普及指導員の在任期間

効率的な普及指導活動を展開するためには、地域の実態や動向、意向の把握、農業者や関係機関・団体との信頼関係、活動の継続性が重要な要素であることから、在任期間は5年を目標とする。

3 普及指導員の育成・確保

普及指導員の配置を的確に行うため、普及指導員資格を有しない職員にあつては、普及センターに配置し、普及指導員の監督の下に普及指導事業に従事させ、効率的かつ計画的な育成・確保を図る。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員は、農業者の高度かつ多様なニーズに対応できるよう、自発的な意欲に基づく自己研鑽を基本にして、調査研究を行い、また体系的な研修を受け、高度先進技術及び地域課題解決方法を習得する。

1 普及指導員に対する研修

高度かつ実践的な科学的技術・知識、及び地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を向上させるため、経験年数に応じて必要な研修を計画的に実施する。

(1) 職場研修

日常の普及指導活動の中で、課題を設定し、所長の指導のもとに職場研修を実施する（OJT）。

(2) 職務研修

① 専門技術向上研修

各専門分野の技術の向上を図る。

② 養成研修

各種事業の推進、普及指導計画の進行管理、専門項目の技術等についての能力向上を図る。

③ 普及指導能力強化研修

日常の指導能力を補足し、また新たな農政の課題に的確に対応できる能力を養成するため、必要に応じて研修を実施する。

④ 課題解決能力向上研修

農業者の組織化や地域農業の活性化など、地域の総合的な課題を解決するための能力を養成する。

(3) 国が実施する研修

普及指導力の確立に向けた段階的な研修を受講することにより、普及指導力の向上を図る。

① 実践指導力の養成：普及指導員養成研修など

② 専門指導力の養成：現場対応能力向上研修、農政課題解決研修、経営指導力強化研修など

③ 総合指導力の養成：普及指導手法高度化研修、普及指導活動マネジメント研修など

④ 企画・運営力の養成：企画運営力強化研修など

2 普及指導員資格を有しない職員に対する研修（普及指導員資格取得研修）

普及指導員資格を有しない農業技術系職員に対し、資格取得に向けた研修を行い、計画的な資格取得を図る。

3 普及指導手当

普及指導手当については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動の重点化

普及指導活動の課題については、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化するものとする。

また、普及指導活動の対象者については、認定農業者、青年農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業経営者及びその集団、新規就農者、農業へ新規に参入する者並びに経営参画に意欲的な女性農業者に重点化するものとする。

さらに、普及センター及び区市町村、農業委員会、農業協同組合等の地域の関係機関が一体となって、地域農業の発展等に向けた取組を進めるため、農業協同組合が行う営農指導をはじめ、各関係機関が担うべき分野を明確にし、適切に役割分担を行うよう努めるものとする。また、必要に応じて民間の専門家等を積極的に活用する。

2 普及指導計画の策定と評価

協同農業普及事業の実施に関する方針に即して、普及指導の対象者及び関係機関との合意形成を図りつつ普及指導計画を策定し、これに基づき普及指導活動を実施するものとする。

また、その成果について適正な評価を行うとともに、評価結果を次年度以降の普及指導計画に反映させることを通じて、普及指導活動の改善に努めるものとする。

(1) 普及指導計画の策定

普及指導計画は、実施方針に即して、地域の農業の現状及び農政推進上の課題、農業者のニーズ等を踏まえ、普及指導活動の対象や課題ごとの活動方針、活動計画、活動方法、達成目標等を示すものとして策定する。

(2) 普及指導活動の評価

普及指導計画に基づく、活動計画、活動体制、活動成果等について、必要性、有効性、効率性等の観点を踏まえて評価し、その評価結果を普及指導活動にすばやく反映させていく。

3 調査研究の実施及びその成果の活用

地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導に活用するよう努めるものとする。

4 試験研究、普及指導等との一体的取組の充実強化

地域にあった新しい技術開発を行う都の試験研究機関と、技術及び知識の普及を行う普及センターとが連携を密にし、プロジェクト課題及び実証展示ほの設置等、一体的な取組を行う。必要に応じて、国、他県、大学、民間等との連携にも努める。

5 行政施策の活用支援等

普及指導活動の一環として、普及指導員の発揮すべき機能を踏まえた上で、補助事業、制度資金等の行政施策の農業者等（農業を担うべき者を含む。）による活用の支援に努めるものとする。

また、新技術の生産現場における適応性等の普及指導活動の成果に加え、普及指導活動を通じて得られた行政施策の効果及び推進上の課題についても積極的に情報発信を行うよう努めるものとする。

6 効率的かつ効果的な普及指導活動体制の整備

(1) 普及センターの設置

普及センターは普及指導員の活動拠点であり、農業者等に対する情報提供及び相談の場としての機能が十分発揮できるよう、交通等の諸条件を考慮し、適した場所に設置する。

このため、中央、西多摩、南多摩の3普及センターを設置するとともに、島しょ地域においては、島しょ農林水産総合センターの大島事業所、八丈事業所、三宅事業所に3普及センターを設置する。立地条件等からやむを得ない場合に分室を設置することとし、中央普及センターに東部分室及び西部分室を、大島事業所に新島分室を設置する。

(2) 普及センターの活動体制

地域の農業に即した普及指導活動を効率的・効果的に展開するため、地域班活動及び広域班活動を行う。

① 地域班

普及センターの長（以下「所長」という。）、普及指導係長を除く全ての普及指導員は、いずれかの地域班に属し、それぞれの地域に必要な専門的項目を担当し、班長の指導のもと組織的な活動を行う。

② 広域班

食の安全・安心確保、持続性の高い農業生産方式の確立、女性農業者の経営参画促進等の地域班を越えた管内の課題について、それぞれの専門項目を担当する普及指導員が連携して課題解決に当たる。必要に応じて所長、普及指導係長は広域班活動に参加する。

(3) 普及センターの事務

① 普及指導員

ア 農業経営及び農家生活の改善に関する技術及び知識の普及指導を総合するための活動

(ア) 農家ごとの支援カルテの作成及び数値目標の設定

(イ) 普及指導員の活動により得られた知見の整理・体系化及び普及指導員への提供並びに情報の共有化

(ウ) 普及指導活動の役割分担の決定及び進行管理

(エ) 普及指導計画の策定及び変更並びに普及指導活動の評価

(オ) 普及センター内における研修の実施

(カ) 関係機関との連絡・調整

(キ) その他普及指導を総合するために必要な活動

イ 農業者に対する農業経営又は地域の振興に関する情報の提供

ウ 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動

② 所長

所長は、当該普及センターの事務の総括及び機関の長としての管理を基本としつつ、普及指導活動に従事する。

(4) 振興課技術総合調整係（普及指導員）の事務

- ① 緊急かつ重要な課題解決のための、普及センターや試験研究機関等を構成員とするプロジェクトチームの設置及び運営
- ② 試験研究機関、行政との総合的な連絡調整
- ③ 普及指導員の資質向上支援
- ④ 技術情報の作成と発信

7 青年農業者その他の農業を担うべき者に対する研修教育の充実強化

(1) 新規就農者等の育成に対する農業技術・経営管理能力向上支援

新規就農者等の育成に関しては、青年農業者等育成センターをはじめ関係機関・団体等との密接な連携のもと、研修や個別巡回活動を通じて、農業技術や経営管理能力の向上を図る。

(2) 青年農業者組織に対する支援

次代を担う青年農業者等による地域の課題への取組や技術改良・経営管理方法の改善等に関した主体的な研究活動に対する支援を行い、青年農業者等の育成及び組織活動の推進を図る。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 都道府県間の連携強化

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に係る都道府県間の情報の共有、技術協力等に努めるものとする。

2 他産業との連携の確保

農畜産物等の生産に加え、その流通・加工を含めた総合的な取組による産地の収益力向上に向けた支援を行う上で、商業や工業等、他産業との連携の確保に努める。

3 農業に関する教育への協力

普及センターは、行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、地域農業に関する情報の提供、相談への対応等を行う。